



## I 消防広域化の必要性

### (1) 人口減少に伴う財源制約

本県では、今後さらに人口減少が進む中、各市町村の将来的な税収見通しは不透明であり、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念がある。

### (2) 消防サービスの需要増大

高齢化の進行に伴う救急出動件数の増加や南海トラフ地震等の大規模災害への対応等、消防サービスの需要は今後ますます増大することが見込まれる。

### (3) 県内消防本部の状況

県内15消防本部のほとんどが小規模消防本部であり、間接部門（総務業務、通信指令業務等をいう。以下同じ。）に多くの労力を割かなければいけない状況にある。また、郡部の小規模消防本部では、人材確保に困難を生じている状況にある。

### (4) 課題解決に向けた今後の方向性

(1)~(3)の状況を踏まえ、将来にわたり必要となる現場の消防力を確保していくためには、常備消防組織を一元化することで、間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門（現場業務等をいう。以下同じ。）に振り向けるなど、スケールメリットを活かした組織運営を行うことができる消防広域化が必要である。

## II 消防広域化基本構想の性格

消防広域化基本構想は、消防広域化の趣旨や新たな組織の骨格、さらには、新体制への移行スケジュールについて、県として最も望ましいと考える試案を提示するもの。

## III 消防広域化基本構想

### 第 1 章 消防広域化の趣旨及び目的

今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織を一元化する。その中で、本部機能の集約を通じて間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門に振り向けるとともに、消防サービスの高度化を図り、県民の安全・安心の確保に資する。

### 第 2 章 新たな組織の骨格案

#### 1 新法人の設立及び組織

##### (1) 新法人の組織形態

広域連合（地方自治法第284条第3項）

##### (2) 新法人の名称

「広域連合高知県消防局（仮称）」（以下「県消防局」という。）

##### (3) 新法人の設置場所

県消防局の本部は高知市に置く。

##### (4) 広域連合の構成員

全市町村及び県で構成（市町村消防本部と県の消防防災航空センター及び消防学校が一体となることで、より強固な現場力を発揮）

##### (5) 執行機関

ア 全市町村長及び知事により選出された広域連合長及び広域連合長が任命する副広域連合長 1 名を置く。広域連合長は市町村消防の原則に鑑み、市町村長から選任するものとする。

イ 各方面消防本部に担当管理者（6名）を置き、管轄内市町村の長によって選出された市町村長（中央方面消防本部にあつては、高知市長）をもって充てる。航空センター・消防学校の担当管理者を置き、知事をもって充てる。

ウ 広域連合長、副広域連合長、各方面消防本部の担当管理者及び航空センター・消防学校の担当管理者で構成する「広域連合管理者会議（仮称）」を設置し、条例、予算等の重要事項に関する協議を行う。

エ 消防吏員の長として、広域連合に消防局長（仮称）を置く。

##### (6) 議決機関

市町村及び県の議会議員の選挙により選出された議員による広域連合議会（14名程度）を置く。

##### (7) 組織図 別添のとおり。

#### 2 所掌事務

(1) 市町村消防事務（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）

(2) 県消防事務（消防防災航空センター及び消防学校の事務）

(3) 上記(1)及び(2)のほか、市町村と協議の上、市町村の消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理の事務を受託することができるものとする。

#### 3 財政及び財産

##### (1) 分賦金

ア 市町村は、市町村消防事務等に要する経費（広域連合債の発行に係る公債費を含む）について、次の(ア)及び(イ)の合算額を分賦金として負担する。ただし、新組織設立後、消防事務の組織・業務の一元化が完成するまでの間においては、(ア)の額のうち、各市町村における常備消防サービスの実態に鑑み、過大と認められる額を控除することができるものとする。

(ア) 全県域を通じた基礎的な常備消防サービスを賄うための財源として、各市町村の普通交付税における常備消防費に係る基準財政需要額等に応じて算定した額（基礎サービス分）

(イ) 各市町村域における付加的な消防サービスを賄うための財源として、各市町村が広域連合と協議して定める額（付加サービス分）

イ 県は、県消防事務に要する経費（広域連合債の発行に係る公債費並びに広域連合事務局及び県消防局本部の運営経費のうち県の受益に係る部分を含む。）について、分賦金として負担する。

##### (2) 既存財産の取扱い

不動産及び償却資産については無償貸与、その他の財産については無償譲渡を受ける。

ただし、消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する不動産及び償却資産については、広域連合が無償譲渡を受けることができるものとする。

##### (3) 既存債務の取扱い

広域化前の債務は構成団体に存置される。

ただし、(2)のただし書きに伴う債務については、同組合の構成団体が公債費の財源として分賦金を支弁する場合に限り、広域連合が引き受けることができるものとする。この場合の分賦金は、別途加算すべき額として取り扱うものとする。

#### 4 市町村との連絡調整

(1) 広域連合の事務全般については、広域連合管理者会議（仮称）を通じて行う。

(2) 各市町村区域に係る事務については各方面消防本部を窓口として行う。方面消防本部管轄内における消防行政に関する審議機関として「方面消防本部管理運営協議会（仮称）」を置き、当該方面消防本部担当管理者たる市町村長がその会長を務め、管轄内各市町村の長（中央方面消防本部にあつては、高知市長が指名する同市職員若干名）がその委員となる。

(3) 各消防署及び分署所の長は、消防団に関する事務、防災対策に関する事務及び施設・装備の整備について、常日頃から会議や訓練等を通じ、管轄内市町村の長と緊密な連絡調整を図るとともに、火災その他の災害発生時においては特に迅速に情報共有、対応方針に関する協議等を行う。



## 第3章 新たな組織における業務展開の方向性

### 1 基本的な考え方

- 新たな組織における業務の集約化等の改革は段階的に進める。
- 新組織の設立は令和10年度を想定し、同年度からの3年間は第1期として、現行15消防本部における業務の実態との連続性の確保にも配慮しながら、本部機能（通信指令業務を除く。）の集約化を進める。
- 令和13年度からの3年間は第2期として、通信指令業務の集約化を含めて消防事務の組織・業務の一元化の完成を図る。
- 人事・給与面、施設・装備面等における現行15消防本部間での不均衡をめぐり問題については、その改善に向けて、必要な財源の確保の方策も含めて関係市町村と協議し、第1期から取組を進め、第2期末までにおける解決を目指す。

### 2 組織・人事

- 新組織においては、県消防局の本部及び方面消防本部を新設し、現行15消防本部の本部機能を移管する。これに伴い、「職員の間接部門から直接部門への配置換え」や「直接部門職員の間接部門との兼務の解消」を図る。
- 第1期においては、地域における消防力を確保する観点から、現状の40署所体制及び職員の本総定数については現行水準を下回らないことを基本として、組織・定数の設定を検討する。
- 第2期においては、給与制度、階級制度、勤務体制など職員の処遇の全県統一を目指し、第1期に引き続き、検討及び市町村等との協議を行う。

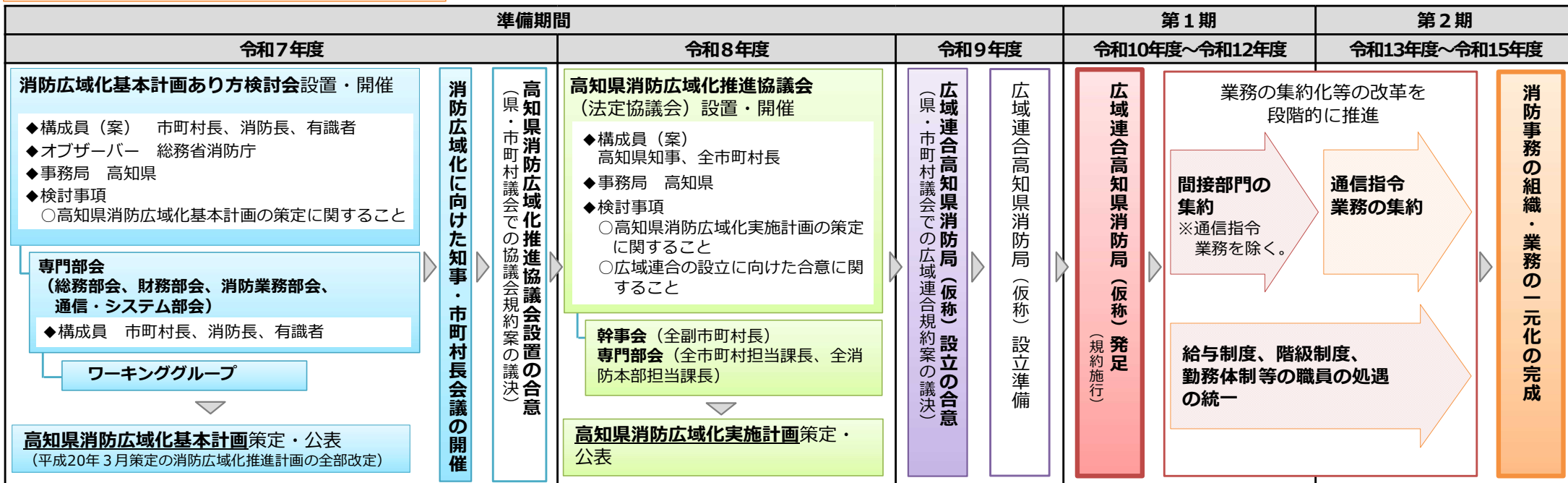
### 3 施設・装備

- 施設・装備（庁舎、車両、資機材等）のうち、市町村消防機関として通常保持すべき水準に係るものの整備及び管理については、県消防局の本部で一体的に企画し、経費を支弁し、執行することを原則とする。ただし、施設・装備のうち、専ら特定の構成市町村に便益をもたらすものについては、いわゆる「自賄い方式」（構成市町村が区域内の施設・装備について、自ら財源調達の上で整備・所有し、広域連合に無償貸付してその管理を委ねる方式をいう。）の導入の可否及びその範囲のあり方について検討し、その結論を基本計画において反映する。
- 事務の一元化の進捗状況を踏まえながら、人事給与、財務会計等の必要な電算システムの整備を進める。
- 第2期中において通信指令業務の集約化を実現するため、これに必要な消防指令システムの整備を計画的に進める。

### 4 各業務分野におけるサービス水準の向上

- 各消防本部の集約化を通じて、間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門に振り向けて現場の消防力を確保するとともに、直接部門と間接部門との兼務を解消する。併せて、郡部の小規模消防本部における人材確保を図ることで、各業務分野における知識・技術の向上を図り、地域の住民に対するサービスの充実につなげる。
- 消火・救助・救急においては、従来の管轄を越えて対応することで、出動車両台数の増加や現場到着所要時間の短縮を図る。  
また、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、統一指揮下での部隊の効率的な運用により、人命救助等の活動の強化を図る。
- 火災の予防においては、職員の専任化により、より高度できめ細かな事業者・住民向けサービスの提供を可能とし、火災の未然防止の強化を図る。

## 第4章 新体制への移行スケジュール（案）



※スケジュールについては、今後各プロセスの進捗状況に応じて、各年度末時点で必要な見直しを行うものとする。



# 高知県消防広域化基本構想 別添 組織図（案）

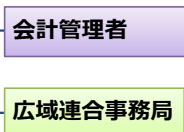


## 広域連合高知県消防局 組織図（案）

※名称は全て仮称

### 広域連合管理者会議

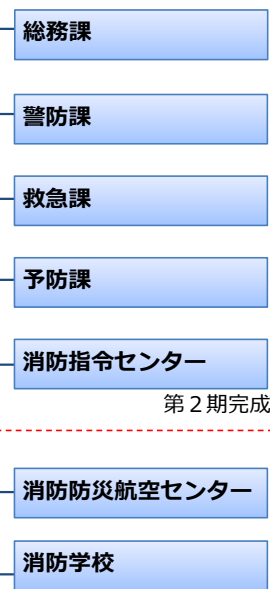
- 会長  
広域連合長  
※広域連合長は全市町村長及び知事による選挙で選出
- 副会長  
副広域連合長
- 会員  
各方面消防本部の担当管理者たる市町村長、航空センター・消防学校の担当管理者たる知事（広域連合長及び副広域連合長を除く。）



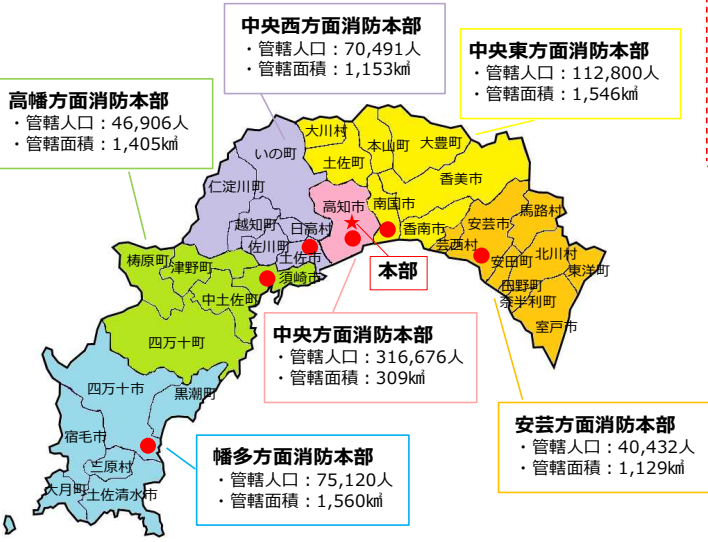
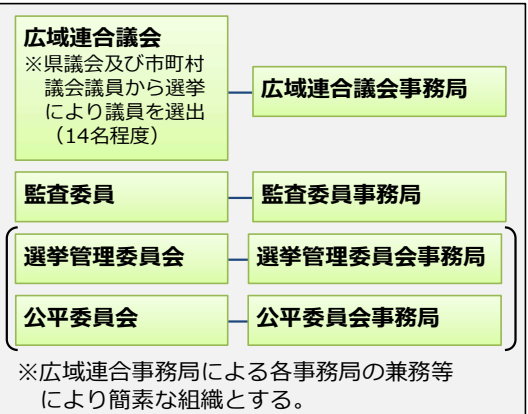
県消防局

消防局長

次長  
(本部担当)

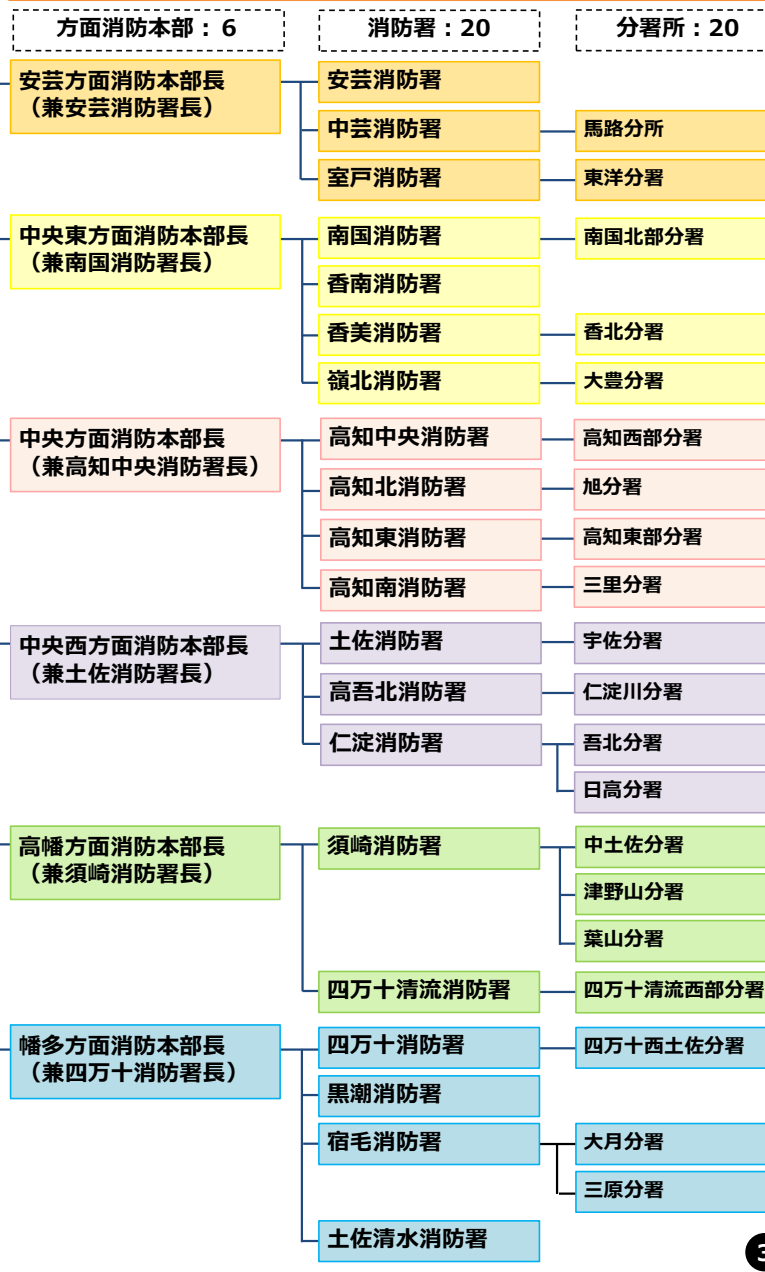


次長  
(方面消防本部担当)



### 方面消防本部管理運営協議会（方面消防本部ごとに設置）

- 会長（方面消防本部の担当管理者たる市町村長）  
※管轄内市町村の長から選出する。
- 委員（管轄内各市町村の長）  
※中央方面消防本部にあっては、高知市長が指名する同市職員若干名



高知県消防広域化基本構想 附属資料『県内消防本部の現況』

消防本部名	構成市町村名	管内人口	管内面積	消防職員					消防財政（令和5年度）					消防需要（令和4年）			消防指令システム			消防団（令和6年度）		
				指針による算定数（令和4年度）	実員数（令和4年度）	消防費基準財政需要額に応じた標準的な職員数（令和6年度）	勤務体制（令和6年度）	給与水準（高知県消防局を100としたときの指数）（令和5年4月1日時点）	消防費基準財政需要額（百万円）	決算統計における消防費（百万円）			火災出動件数	救助出動件数	救急出動件数	システム整備年度	システム更新予定年度	更新（予定）金額	条约定数	消防団員数	消防団事務	
										経常的経費（普通建設事業費以外）	うち一般財源等充当額	投資的経費（普通建設事業費）										
高知市消防局	高知市	316,676人	309.00km <sup>2</sup>	532人	395人	412人	3部制	100.0	3,530	5,798	3,848	3,676	1,950	101件	83件	20,432件	2023年度（R05） R05.11	2033年度（R15）	28.00億円	900人	698人	消防本部
室戸市消防本部	室戸市、東洋町	12,573人	322.24km <sup>2</sup>	73人	51人	45人	2部制	92.4	396	813	694	541	119	17件	5件	1,433件	2014年度（H26）	2027年度（R9）	4.00億円	409人	365人	室戸市：消防本部 東洋町：役場
安芸市消防本部	安芸市、芸西村	18,777人	356.76km <sup>2</sup>	50人	37人	56人	2部制	90.2	485	646	404	352	242	11件	19件	1,554件	2013年度（H25）	2025年度（R07）	2.40億円	372人	310人	安芸市：消防本部 芸西村：役場
南国市消防本部	南国市	45,724人	125.30km <sup>2</sup>	104人	70人	75人	3部制	94.1	645	1,031	727	592	304	25件	33件	3,010件	2024年度（R06） R07.02	2034年度（R16）	2.62億円	350人	339人	消防本部
土佐市消防本部	土佐市	24,951人	91.50km <sup>2</sup>	76人	49人	49人	2部制	92.8	424	1,037	571	494	466	14件	7件	1,716件	2023年度（R05） R05.11	2033年度（R15）	高知市を含む。	331人	331人	消防本部
土佐清水市消防本部	土佐清水市	11,243人	266.01km <sup>2</sup>	76人	37人	36人	3部制	92.2	314	491	354	347	137	4件	6件	896件	2014年度（H26） H27.03	2026年度（R08）	0.64億円	425人	362人	消防本部
香南市消防本部	香南市	31,904人	126.46km <sup>2</sup>	71人	49人	73人	3部制	95.3	629	1,877	516	459	1,361	24件	15件	1,977件	2012年度（H24）	2025年度（R07） R07.06	0.90億円	315人	229人	消防本部
香美市消防本部	香美市	25,479人	537.86km <sup>2</sup>	102人	57人	64人	3部制	92.4	553	896	619	568	277	19件	17件	1,734件	2015年度（H27）	2025年度（R07） R08.01	2.30億円	400人	310人	消防本部
高吾北広域町村事務組合消防本部	仁淀川町、佐川町、越知町	20,727人	545.75km <sup>2</sup>	87人	50人	77人	2部制	89.7	670	677	581	566	96	8件	31件	1,624件	2015年度（H27）	2025年度（R07）	1.5億円	633人	548人	役場
高幡消防組合消防本部	須崎市、中土佐町、禰原町、津野町、四万十町	46,906人	1,404.99km <sup>2</sup>	295人	141人	152人	2部制	92.3	1,313	2,465	1,815	1,692	650	30件	39件	3,527件	2014年度（H26）	2027年度（R09）	未定	1,262人	1,101人	消防本部 各団該当署所 各団該当役場
仁淀消防組合消防本部	いの町、日高村	24,813人	515.82km <sup>2</sup>	93人	59人	69人	2部制	95.5	598	1,002	798	716	204	18件	18件	1,665件	2023年度（R05） R06.01	2033年度（R15）	0.69億円	553人	425人	いの町：消防本部 日高村：役場
幡多中央消防組合消防本部	四万十市、黒潮町	40,590人	820.78km <sup>2</sup>	139人	80人	105人	2部制	94.3	899	1,631	1,202	1,103	429	14件	40件	2,424件	2013年度（H25） H25.10	未定	未定	886人	816人	消防本部
幡多西部消防組合消防本部	宿毛市、大月町、三原村	23,287人	474.27km <sup>2</sup>	117人	63人	70人	2部制	92.6	611	999	922	683	77	11件	20件	1,746件	なし	-	-	708人	661人	消防本部
嶺北広域行政事務組合消防本部	本山町、大豊町、土佐町、大川村	9,693人	756.68km <sup>2</sup>	58人	38人	46人	2部制	92.3	515	494	455	446	39	11件	24件	907件	なし	-	-	740人	599人	役場 一部消防本部
中芸広域連合消防本部	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	9,082人	449.47km <sup>2</sup>	56人	40人	59人	2部制	91.9	415	598	410	402	188	7件	10件	831件	2015年度（H27）	2028年度（R10）	未定	241人	201人	消防本部
計		662,425人	7,102.89km <sup>2</sup>	1,929人	1,216人	1,388人			11,997	20,455	13,916	12,637	6,539	314件	367件	45,476件				8,525人	7,295人	本部：24団体 役場：10団体

※人員充足率:63.0%

※構成市町村の合計額